

第102号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中貝宗治

記

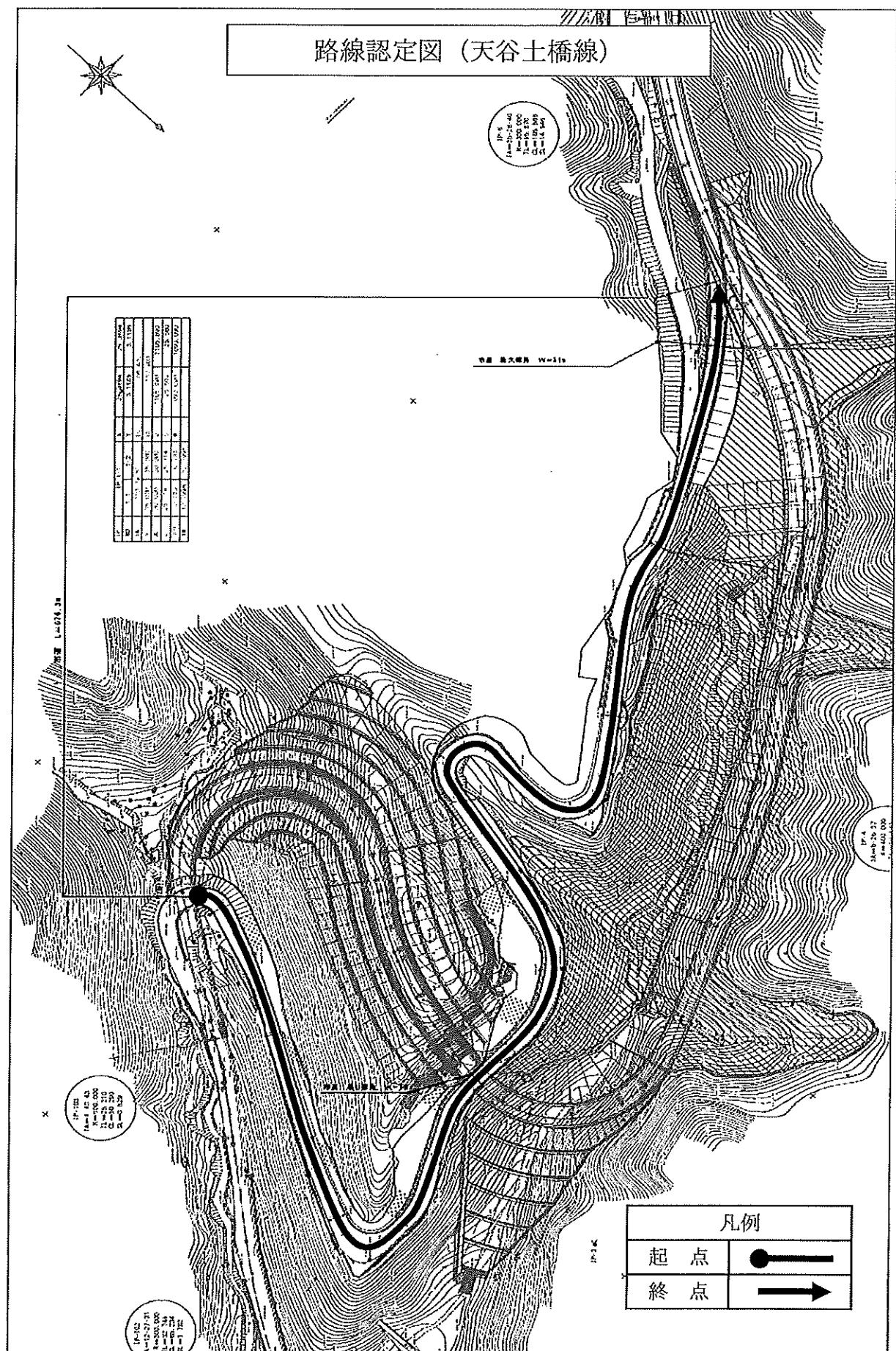
整理番号	路線名	起点 終点	主な経過地
1	天谷土橋線	豊岡市但東町天谷字土橋 28番65地先 豊岡市但東町天谷字土橋 28番15地先	

(参考)

(単位 : m)

整理番号	地区名	路線名	延長	幅員 (最小)	幅員 (最大)	主な 経過地
1	但東町天谷	天谷土橋線	676.3	5.0	31.0	

路線認定図 (天谷土橋線)



第103号議案

豊岡市立日高農林産物加工研修所の指定管理者の指定について

豊岡市立日高農林産物加工研修所の指定管理者を次の団体等に指定したいので、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求
める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中貝宗治

記

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立日高農林産物加工研修所 |
| 2 団体等の名称 | 株式会社 日高振興公社 |
| 3 指定の期間 | 令和2年4月1日から令和5年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立日高農林産物加工研修所

(2) 所在地

豊岡市日高町岩中 102 番地の 1

(3) 設置目的

農家の就業の確保、地域農林産物の加工及び加工品販売による農家所得の増大並びに農業者の生産意欲の向上を図り、農業及び地域の活性化を推進する。

(4) 施設概要

竣工 昭和 63 年 3 月

建物概要 木造・平屋建 206.48 m²

主な施設 作業場、麹室、資材倉庫、学習室

2 管理業務の内容

(1) 加工研修所の使用及びその制限に関する業務

(2) 加工研修所の維持管理に関する業務

(3) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

株式会社 日高振興公社

(2) 所在地

豊岡市日高町栗栖野 59 番地の 13

(3) 代表者の氏名

代表取締役 岡森 且哉

(4) 設立年月日

平成 6 年 4 月 28 日

(5) 職員数

28 名

(6) 主な事業又は活動

道の駅「神鍋高原」、日高農林漁業体験実習館、神鍋温泉ゆとろぎ、日高農林産物加工研修所の管理運営 など

第104号議案

訴えの提起について

出石庁舎駐車場用地である「豊岡市出石町内町字内町30番1 137.75m²」及び市道用地である「豊岡市出石町内町字内町30番2 6.61m²」に関して、登記名義人の相続財産管理人である相手方に対し、時効取得を原因とする所有権移転登記手続きを求めて訴えを提起しようとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貞 宗 治

記

1 訴訟の相手方

被相続人亡 [REDACTED] 相続財産管理人 [REDACTED]

2 出訴の要旨

- (1) 合併前の旧出石町は、「豊岡市出石町内町字内町30番1 137.75m²」及び「豊岡市出石町内町字内町30番2 6.61m²」に関し、財産台帳に登載し、それぞれ昭和18年12月26日竣工の弘道国民学校（旧弘道小学校）用地及び町道用地として占有を開始した。
- (2) その後、旧出石町は占有を継続し、昭和38年12月26日には20年が経過、さらに平成3年6月17日の弘道小学校の新築移転後は、その跡地に平成5年2月28日、旧出石町の新庁舎が竣工し、現在においても、旧出石町を承継した市が出石庁舎駐車場用地及び市道の用地として占有している。
- (3) 当該用地は、当時買収により旧出石町が取得したが、何らかの事情により所有権移転登記が未了であると認識している。
- (4) 市は、本来、売買を原因とする所有権移転登記手続きを求めるべきところ、本件については、相手方に対して、時効を援用し、同土地につき、所有権に基づき、昭和18年12月26日時効取得を原因とする所有権移転登記手続きを求める訴えを提起しようとするものである。

3 訴訟に関する取扱い

控訴、上告、和解等この訴訟に関するすべての事項の実施については、市長に一任する。